百十二　陸上自衛隊出雲駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	島根県出雲市	松寄下町千百四十二番地一
対象防衛関係施設の区域	島根県出雲市	松寄下町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	島根県出雲市	荒茅町、下横町、大社町北荒木、大社町中荒木、高松町、浜町、東園町及び松寄下町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、なお従前の例による。

百十三　陸上自衛隊日本原駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	岡山県勝田郡奈義町	滝本官有無番地
対象防衛関係施設の区域	岡山県勝田郡奈義町	荒内西、上町川、滝本及び中島西（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	岡山県勝田郡勝央町	下町川（次の図面に示す部分に限る。）
	岡山県勝田郡奈義町	荒内西、上町川、滝本、中島西及び広岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、なお従前の例による。

百十四　陸上自衛隊三軒屋駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	岡山県岡山市北区	宿九百七十八番地
対象防衛関係施設の区域	岡山県岡山市北区	宿及び原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	岡山県岡山市北区	栢谷（次の図面に示す部分に限る。）、北方二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、宿、宿本町、津島（次の図面に示す部分に限る。）、津島中三丁目、津島東二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、津島福居一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、津高（次の図面に示す部分に限る。）、津高台一丁目から四丁目まで、畑鮎（次の図面に示す部分に限る。）、半田町、法界院（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、三野一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三野本町、横井上（次の図面に示す部分に限る。）並びに理大町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、なお従前の例による。

百十五　陸上自衛隊海田市駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	広島県安芸郡海田町	寿町二番一号
対象防衛関係施設の区域	広島県広島市安芸区	矢野町（次の図面に示す部分に限る。）
	広島県安芸郡海田町	寿町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県広島市南区	月見町（次の図面に示す部分に限る。）
	広島県広島市安芸区	船越南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、矢野新町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、矢野町（次の図面に示す部分に限る。）、矢野西一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに矢野東一丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目
	広島県安芸郡海田町	曙町、稲荷町（次の図面に示す部分に限る。）、大立町（次の図面に示す部分に限る。）、上市（次の図面に示す部分に限る。）、窪町、寿町、栄町、昭和町、昭和町（次の